

筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業

募集要領書

令和6年5月
(令和6年6月5日修正)

はじめに

5つの整備コンセプト	1
1. 事業概要	2
1-1. 事業名称	2
1-2. 所在地	2
1-3. 事業手法	2
1-4. 対象事業範囲	2
1-5. 契約	2
1-6. 契約金額(消費税等相当額を含む金額)	3
1-7. 契約金額の支払い	3
1-8. 事業期限(予定)	4
1-9. 【事務局】	4
2. 募集要領	5
2-1. 選考方法	5
2-2. 参加資格及び条件	5
2-3. 選考スケジュール	8
2-4. 各種手続き等	9
3. リスクに関する分担	14
4. 著作権等の取扱い	16
4-1. 著作権の取扱い	16
4-2. 成果品の公表等	16
4-3. 著作権の侵害の防止	16
4-4. 特許権等の使用	16
5. その他	16
5-1. 地元企業の積極的な採用	16
5-2. 連絡先の届出	16

別添資料

- 資料1 筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改修工事基本方針・基本計画
- 資料2 筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業に関する仮契約書(案)
- 資料3 筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業様式集

はじめに

筑紫野市の将来都市像として掲げられた「ひとが輝き 自然が息づく 住みたい幸福実感都市」を実現するための政策である「人が生まれ、活躍できる子育て・教育のまちづくり」により「学校教育の充実」等を確実なものにすることで、子どもたちが確かな学力を身につけ健やかに育ち安心して学校生活を送ることが出来るよう、教育環境の整備を計画的に進める必要があります。

また、教育現場を担う教職員目線での働きやすい職場環境の整備についても、充実が求められています。

以上のことから、筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業を進めるにあたっては、「基本方針・基本計画」の方針内容に基づき、以下の5つの整備コンセプトを設定します。

5つの整備コンセプト

(1) 児童が安心して安全に快適な生活を送ることができる校舎

- ① 耐震性の向上や防犯対策、感染症対策等に努め、児童、教職員が安心して安全に利用できる校舎とします。
- ② 学習の場であるのみならず、児童の生活の場であることに留意し、日照、採光、通風、換気、気温、湿度などの快適性や心と体の健康を支える保健衛生に配慮した校舎とします。
- ③ 地震や浸水等に対する防災機能の強化、ユニバーサルデザインの採用などに配慮した校舎とします。
- ④ 災害発生時に活用できる2次避難所としての機能を備えた校舎とします。

(2) 今日的な教育ニーズに対応した校舎

- ① 新学習指導要領で示されている「主体的・対話的で深い学び」を実現するため、多様な学習形態や集団による活動が可能となる校舎とします。
- ② 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育、外国人児童の受入れや国際化の進展を踏まえた国際理解教育、情報活用能力の育成や校務情報化に向けたICT化の推進など、今日的な教育ニーズに対応した校舎とします。

(3) 児童数・学級数の動向を見据えた校舎の整備

- ① 児童数の推移や将来の推計を踏まえ、現状だけでなく将来を見据え、適正な規模での整備を行います。
- ② 普通学級、特別支援学級など、児童数に加え学級の種類や数などに留意して整備を行います。

(4) 環境に配慮した校舎

高断熱性の確保や高効率機器の導入、工事における再生可能な材料の使用、仮設物や施工方法の簡略化など、環境に配慮したエネルギー消費の効率化と経済性を兼ね備えた校舎とします。

(5) 教職員・保護者・来校者が安全に駐車できるスペースを確保

学校敷地内に駐車場を新たに10台程度（現状62台）確保することで、保護者、来校者等が駐車できるスペースを確保します。

1. 事業概要

1-1. 事業名称

筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業

1-2. 所在地

福岡県筑紫野市紫七丁目4番1号(現同校敷地内)

1-3. 事業手法

デザインビルド(設計施工一括発注)方式

1-4. 対象事業範囲

本事業を実施するものとして選定された単独企業、又は特定建設工事共同企業体若しくは設計・施工共同企業体(以下「事業者」という。)は、契約締結後、以下の業務を行う。

なお、事業の詳細は、「要求水準書」に示す。概略は次のとおりとする。

<設計監理業務>

(1) 基本・実施設計業務

- ① 校舎増築工事(建築工事、電気設備工事、給排水衛生機械設備工事)
- ② 管理教室棟増築工事(建築工事、電気設備工事、給排水衛生機械設備工事)
- ③ 管理教室棟長寿命化改修工事(建築工事、電気設備工事、給排水衛生機械設備工事)
- ④ 教室棟1長寿命化改修工事(建築工事、電気設備工事、給排水衛生機械設備工事)
- ⑤ 附帯施設の解体・撤去工事(建築工事、電気設備工事、給排水衛生機械設備工事)
- ⑥ 外構等工事(工作物工事、植栽工事、電気設備工事、給排水衛生設備工事)
- ⑦ その他「要求水準書」に記載の工事
- ⑧ 什器・備品等の選定

(2) 監理業務

- ① 上記(1)のすべて

<工事施工業務>

- ① 上記<設計監理業務>の内、上記(1)⑧を除くすべて

1-5. 契約

事業者と本市は、以下のとおり仮契約を締結後、市議会の議決後に本契約に移行するものとする。
なお、契約については、筑紫野市契約事務規則の定めによる。

(1)仮契約 令和6年11月下旬

(2)本契約 令和6年12月下旬(令和6年12月市議会定例会での議決後)

1-6. 契約金額(消費税等相当額を含む金額)

事業者の提案金額(消費税等相当額を含む)を基本に協議の上定める。

ただし、上限提案金額は以下のとおりとする。

3, 340, 699千円(消費税等込み)

1-7. 契約金額の支払い

契約金額の支払いは、概ね下記のとおりとする。詳細は、事業者と本市との間で締結する個別契約に示す。

(1) 校舎増築工事(付帯工事含む)

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和7年度	完了払い	設計費相当額	
令和7年度	前払い	工事費の40%以内	
令和8年度	完了払い	工事監理相当額	
令和8年度	完了払い	工事費相当額の残額	

(2) 管理教室棟増築工事

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和8年度	完了払い	設計費相当額	
令和8年度	前払い	工事費の40%以内	
令和8年度	完了払い	工事監理相当額	
令和8年度	完了払い	工事費相当額の残額	

(3) 管理教室棟長寿命化改修工事

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和9年度	完了払い	設計費相当額	
令和9年度	前払い	工事費の40%以内	
令和9年度	完了払い	工事監理相当額	
令和9年度	完了払い	工事費相当額の残額	

(4) 教室棟1長寿命化改修工事(外構等含む)

年度	支払い内容	支払限度額	備考
令和10年度	完了払い	設計費相当額	
令和10年度	前払い	工事費の40%以内	
令和10年度	完了払い	工事監理相当額	
令和10年度	完了払い	工事費相当額の残額	

1-8. 事業期限(予定)

各業務は、以下の期限内に完了することが望ましい。詳細は、事業者と本市との間で締結する個別契約に示す。

(1) 全体スケジュール

仮契約締結	令和6年11月
本契約締結	令和6年12月議会議決日
事業期間	本契約締結の翌日～令和11年3月末日以前で事業者が提案した日

(2) 校舎増築工事

設計・建設期間	本契約締結の翌日～施設引き渡し日
施設引き渡し日	令和9年3月1日以前で事業者が提案した日
運用開始日	施設引き渡し日～

(3) 管理教室棟増築工事

設計・建設期間	本契約締結の翌日～施設引き渡し日
施設引き渡し日	令和9年3月1日以前で事業者が提案した日
運用開始日	施設引き渡し日～

(4) 管理教室棟長寿命化改修工事

設計・建設期間	本契約締結の翌日～施設引き渡し日
施設引き渡し日	令和10年1月末日以前で事業者が提案した日
運用開始日	施設引き渡し日～

(5) 教室棟1長寿命化改修工事

設計・建設期間	本契約締結の翌日～施設引き渡し日
施設引き渡し日	令和11年3月1日以前で事業者が提案した日
運用開始日	施設引き渡し日～

なお、本事業は、「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に基づく国庫補助事業であることから、工事施工業務については、文部科学省の認定後に着工しなければならない。

1-9. 【事務局】

筑紫野市教育委員会 教育部 教育政策課 庶務担当

住所：〒818-8686 福岡県筑紫野市石崎1丁目1番1号

TEL：092-923-1111 FAX：092-923-9644

E-mail：k-kyoumu@city.chikushino.fukuoka.jp

市HP：<https://www.city.chikushino.fukuoka.jp/>

2. 募集要領

2-1. 選考方法

公募型プロポーザル方式

2-2. 参加資格及び条件

(1) 参加者の構成

- ① 参加者は単独企業、又は特定建設工事共同企業体若しくは設計・施工共同企業体によるものとする。
- ② 参加者は、下記(2)、(3)及び(4)の参加資格を満たす者とする。
- ③ 共同企業体での参加の場合、(5)の参加要件を満たす者とする。

(2) 共通する参加資格

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- ② 令和6・7年度筑紫野市入札参加資格者名簿に登録されている者。
- ③ 公告日現在において、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則(平成24年筑紫野市規則第38号)に基づく指名停止等の措置期間中でないこと。
- ④ 公告日現在において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の掲載者を除く。)
- ⑤ 本業務に係る審査委員会の委員でないこと。
- ⑥ ⑤に掲げる者が、自ら主宰し又は役員若しくは顧問として関係する営利法人その他営利組織に所属する者でないこと。
- ⑦ ⑤に掲げる者の研究室に所属する者でないこと。
- ⑧ 参加者は、以下の資格及び実績を有する本業務全体の統括責任者(以下「統括代理人」という。)を配置すること。
 - A) 統括代理人は、令和6年6月30日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
 - B) 統括代理人は、設計業務における設計管理技術者、施工業務における監理技術者と現場代理人を統括し、設計業務及び施工業務に関し、相互調整を行う。
 - C) 参加者は選定した統括代理人の氏名、保有資格及び業務実績等を書面により提出すること。
 - D) 統括代理人は、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有し、延べ床面積5,000㎡以上の建築工事における現場代理人又は監理技術者としての実績を有すること。
 - E) 統括代理人の下に、設計業務に関する設計管理技術者及び各設計主任技術者を、施工業務における現場代理人及び監理技術者を配置すること。

(3) 設計業務の参加資格

- ① 建築士法(昭和25年5月24日法律第202号)第23条第1項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 平成24年5月1日以降に、単独又は共同企業体の構成員(いずれも元請)として、延べ床面積2,000㎡以上の官公庁が発注した学校校舎の新築、改築、長寿命化改修又は増築(増築部分の延べ床面積が2,000㎡以上)のいずれかの基本設計業務又は実施設計業務を完了した実績を有すること。
- ③ 参加者は、本業務に関して次のとおり設計管理技術者及び主任技術者を配置すること。

A) 設計管理技術者

- (I) 設計管理技術者は、令和6年6月30日以前において、一級建築士の資格を有すること。
- (II) 設計管理技術者は、令和6年6月30日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。
- (III) 設計管理技術者は、主任技術者を兼任してはならない。

B) 主任技術者

- (I) 意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
- (II) 意匠主任技術者は、令和6年6月30日以前において、一級建築士の資格を有すること。
- (III) 構造主任技術者は、令和6年6月30日以前において、構造設計一級建築士の資格を有すること。
- (IV) 電気設備主任技術者及び機械設備主任技術者は、令和6年6月30日以前において、設備設計一級建築士の資格を有すること。
- (V) 各主任技術者は、ほかの主任技術者を兼任してはならない。
- (VI) 意匠主任技術者は、令和6年6月30日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。また、意匠主任技術者を除く各主任技術者については、協力者（協力会社）を加えることができる。

(4) 施工業務の参加資格

- ① 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- ② 令和6・7年度筑紫野市入札参加資格者名簿において、登録業種「建築工事」について、総合点数が1,500点以上であること。
- ③ 平成24年5月1日以降に、単独又は共同企業体の構成員（いずれも元請）として、延べ床面積2,000㎡以上の官公庁が発注した学校校舎の新築、改築、長寿命化改修又は増築（増築部分の延べ床面積が2,000㎡以上）のいずれかの工事を完了した実績を有すること。ただし、共同企業体の構成員としての実績は、その共同企業体中最大の出資比率で、自社の監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置した場合に限る。
- ④ 参加者は、本業務に関して次のとおり現場代理人、監理技術者及び施工担当者を配置すること。

A) 現場代理人

- (I) 公共工事標準請負契約約款による現場代理人を設置すること。
- (II) 参加者は、選定した現場代理人の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。
- (III) 建設業法第19条の2第1項に定める現場代理人の権限に関する事項及び当該現場代理人の行為についての本市の請負人に対する意見の申し出の方法は、書面により本市に通知すること。
- (IV) 現場代理人は、参加表明書の提出時点において、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- (V) 現場代理人は、令和6年6月30日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

B) 監理技術者

- (I) 参加者は、選定した監理技術者の氏名、住所及び経歴などを書面により提出すること。
- (II) 監理技術者は、令和6年6月30日時点において、建設業法に規定される資格・実務経験を有すること。
- (III) 監理技術者は、令和6年6月30日以前に参加者と直接的かつ恒常的に3ヶ月以上の雇用関係を有すること。

(IV) 監理技術者は本市の承諾を得て、現場代理人を兼ねることができる。

(5) 共同企業体の参加要件

- ① (2) 及び (4) の参加資格要件を満たす者を代表者とし、(2) ①から⑦の参加資格要件を満たす者 (以下「構成員」という。) によって構成すること。
- ② 代表者は出資比率が 50% を超える最も高い者であること。
- ③ 構成員は、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でない者であること。

(6) 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ① 審査委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合 (筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業募集要領書 (以下「募集要領書」という。) に定める手続きは除く。)
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合
- ③ 募集要領書の規定に違反すると市長が認めた場合
- ④ 指定する様式 (以下「様式」という。) によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - A) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - B) 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - C) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - D) 虚偽の記載があるもの (契約締結後に事実関係が判明した場合においても同様とする。)

2-3. 選考スケジュール※ ※ ただし、諸般の事情により日程を変更する場合がある。

各手続きの詳細は、「2-4. 各種手続き等」による。

- (1) 公告及び募集要領書類等の公表及び参加表明書受付期間(提出様式：様式1又は様式2)
令和6年5月8日(水)～5月21日(火)
- (2) 現地調査受付(提出様式：様式3)
令和6年5月8日(水)～5月31日(金)
- (3) 関係図書等の貸出申込の受付・配布(提出様式：様式4・5)
令和6年5月13日(月)～5月31日(金)
- (4) 現地調査
令和6年5月18日(土)～5月19日(日)
令和6年6月1日(土)～6月2日(日)
- (5) 第1回募集要領書等に関する質疑受付(提出様式：様式6)
令和6年5月20日(月)～5月29日(水)
- (6) 第1回質疑回答の公表
令和6年6月5日(水)
- (7) 第2回募集要領書等及び第1回質疑回答に関する質疑受付(提出様式：様式7)
令和6年6月6日(木)～6月13日(木)
- (8) 第2回質疑回答の公表
令和6年6月21日(金)
- (9) 1次審査【資格審査】提出書類の受付(提出様式：様式8～10)
令和6年6月24日(月)～6月28日(金)
- (10) 1次審査(書類審査)
令和6年7月1日(月)～7月5日(金)
- (11) 1次審査結果の通知
令和6年7月22日(月)
- (12) 応募辞退届等の提出締切(提出様式：様式14・15)
令和6年10月2日(水)
- (13) 2次審査【提案審査】提出書類の受付(提出様式：様式11～13)
令和6年10月21日(月)～10月23日(水)
- (14) 提案者プレゼンテーション
令和6年10月29日(火)～10月30日(水)
- (15) 最優秀提案者及び審査講評の公表
令和6年11月6日(水)

2-4. 各種手続き等

(1) 公告及び募集要領書類等の公表

令和6年5月8日(水)に、本事業に係る入札公告を行い、併せて募集要領書等を本市ホームページ上で公表する。

(2) 参加表明書の受付

① 受付期間

令和6年5月8日(水)から5月21日(火)(土、日、祝日を除く。)までの期間で、時間は8時30分から17時までとする。

② 提出書類

参加表明書(様式1又は様式2)

③ 提出方法

提出書類は【事務局】に持参又は郵送とする。郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。また、郵送する場合は、表に「筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業提出書類 在中」と朱書きすること。

④ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を交付する。郵送の場合は、電子メールにて提出書類受領確認書を送付するので、到着後、電話にて【事務局】に連絡すること。

(3) 現地調査受付(現地調査の申込み)

① 受付期間

令和6年5月8日(水)から5月31日(金)17時まで

② 提出書類

現地調査申込書(様式3)

③ 提出方法

電子メールにて【事務局】へ提出すること。

(4) 関係図書等の貸出申込の受付・配布

① 貸与期間

令和6年5月13日(月)以降の貸与日から令和6年5月31日(金)まで

② 貸出予定の関係図書類一覧

- ・地質調査報告書
- ・現況施設図、設備図

併せて提供する資料

{ 筑紫野市開発行為指導要綱
筑紫野市緑化の推進等に関する条例

③ 提出書類

関係図書等の貸与申込書(様式4号)

④ 提出方法

電子メールにて【事務局】へ提出すること。

⑤ 配布方法

【事務局】カウンターにてDVDをメディアとする電子データで配布する。

貸出の際は、関係図書等の借用・誓約書（様式5号）【必ず紙面にて持参】と引替えに関係図書類データを渡すこととする。

⑥ 注意事項

貸出しにあたっては、各種証明書等による本人確認をお願いする場合がある。

また、関係図書類のデータは、貸与期間内に速やかに返却すること。

また、貸出した関係図書類等の本目的以外の利用、複写、転写、紛失、第3者への譲渡、インターネット上など公の場での公開等は厳禁とする。万一、このような事態が発覚した場合は、応募資格欠格者とし、法的措置を講じる場合があることを了承すること。

(5) 現地調査

① 現地調査日時※ ※雨天の場合でも実施するが、荒天等により変更とする場合がある。

令和6年5月18日(土)9時から12時まで

令和6年5月19日(日)9時から12時まで

令和6年6月1日(土)9時から12時まで

令和6年6月2日(日)9時から12時まで

② 受付方法

現地調査申込書（様式3）の控え（コピー可）を現地市職員へ提出すること。

③ 人数

1事業者につき20名以内

④ 案内

現地は、市職員が同行し施設に支障が無い範囲で案内することとする。その際は、同行する市職員の指示に従うこと。

⑤ 調査内容

目視による調査とするが、カメラ等による撮影は可能。ただし、現地には生徒等の学校関係者、並びに生徒の氏名等個人情報が掲示されている場所等があるので、このような情報が被写体として写らないよう十分に注意すること。万一、個人情報が流失した場合は、法令に従う処分を求めるとともに失格とする場合がある。

また、施設に影響を与えない機器類（巻尺、距離測定器など）の使用は可能とする。

⑥ 駐車場

現地では、十分な駐車台数の確保ができないため、できる限り乗り合せの上、来校すること。

⑦ その他

現地調査時は、学校活動の妨げにならないよう注意すること。また、再度の現地調査を希望する事業者は、事前に【事務局】に相談すること。

(6) 第1回募集要領書等に関する質疑受付

① 受付期間

令和6年5月20日(月)から5月29日(水) 17時まで

② 提出書類

第1回質疑書(様式6)

③ 提出方法

電子メールにて【事務局】へ提出すること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

④ 提出書類の受領確認

受領確認の連絡は、各事業者の担当者へ5月30日(木)9時から16時までに【事務局】より電話にて行う。当日16時までに確認の電話連絡がない場合は、【事務局】まで連絡すること。

⑤ その他

質疑書に図や写真等を添付する場合は、質疑書受付期限内必着にて【事務局】へ郵送等により送付すること。送付された図や写真等は返却しないため、注意すること。

(7) 第1回質疑回答の公表

質疑に対する回答は、一括して質疑回答書としてとりまとめ、令和6年6月5日(水)に筑紫野市公式ホームページにおいて公表する。回答書は、事業者名を非公表とし、個別回答は行わない。

なお、掲載期間は、令和6年6月28日(金)17時までを予定している。

(8) 第2回募集要領書等及び第1回質疑回答に関する質疑受付

「第1回募集要領書等に関する質疑」で遺漏した質疑、並びに「第1回質疑回答」の内容等に関する再質疑を受け付ける。ただし、これ以降の質疑は、一切受け付けない。

① 受付期間

令和6年6月6日(木)から6月13日(木) 17時まで

② 提出書類

第2回質疑書(様式7)

③ 提出方法

電子メールにて【事務局】へ提出すること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

④ 提出書類の受領確認

受領確認の連絡は、各事業者の担当者へ6月14日(金)9時から16時までに【事務局】より電話にて行う。当日16時までに確認の電話連絡がない場合は、【事務局】まで連絡すること。

⑤ その他

質疑書に図や写真等を添付する場合は、質疑書受付期限内必着にて【事務局】へ郵送等により送付すること。送付された図や写真等は返却しないため、注意すること。

(9) 第2回質疑回答の公表

質疑に対する回答は、一括して質疑回答書としてとりまとめ、令和6年6月21日(金)に筑紫野市公式ホームページにおいて公表する。回答書は、事業者名を非公表とし、個別回答は行わない。
なお、掲載期間は、令和6年6月28日(金)17時までを予定している。

(10) 1次審査【資格審査】提出書類の受付

① 受付期間

令和6年6月24日(月)から6月28日(金)(土、日、祝日を除く。)までの期間で、時間は8時30分から17時までとする。

② 提出書類

- A) 業務実績書(様式8号-1)
- B) 設計業務を行う者の参加資格等要件に関する書類(様式8号-2)
- C) 建設業務を行う者の参加資格等要件に関する書類(様式8号-3)
- D) 統括代理人等の参加資格等要件に関する書類(様式9号)
- E) 協力会社に関する書類(様式10号)
- F) 業務実績、経験年数、保有資格を証明する資料

③ 提出方法

提出書類は【事務局】に持参又は郵送とする。郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。また、郵送する場合は、表に「筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業1次審査提出書類 在中」と朱書きすること。

④ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を交付する。郵送の場合は、電子メールにて提出書類受領確認書を送付するので、到着後、電話にて【事務局】に連絡すること。

(11) 1次審査(書類審査)

令和6年7月1日(月)から7月5日(金)において、応募事業者の参加資格等を確認し、募集要領書に定める参加資格及び条件全ての要件を満たす者を参加資格を有する者とする。
なお、応募者が1者の場合も、資格審査を行う。

(12) 1次審査結果の通知

審査結果は、令和6年7月22日(月)までに電子メールにて事業者へ通知する。万一、通知日の16時までに確認出来ない場合は、【事務局】まで連絡すること。

(13) 応募辞退届等の提出締切

参加表明書(様式1又は様式2)を提出した事業者が、応募を辞退する場合は書面にて以下の書類を提出すること。

① 提出書類

- A) 応募を辞退する場合
応募辞退届(様式14号)
- B) 諸事情により参加資格を喪失した場合
参加資格喪失届(様式15号)

② 提出期限

令和6年10月2日(水)まで

(14) 2次審査【提案審査】提出書類の受付

① 受付期間

令和6年10月21日(月)から10月23日(水)(土、日、祝日を除く。)までの期間で、時間は8時30分から17時までとする。

提出書類

- A) 技術提案書(様式11号)
- B) 提案価格見積書(様式12号)
- C) 提案価格内訳書(様式13号)

② 提出方法

提出書類は【事務局】に持参又は郵送とする。郵送する場合は、配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。また、郵送する場合は、表に「筑紫野市立二日市東小学校校舎増築及び長寿命化改良事業2次審査提出書類 在中」と朱書きすること。

③ 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を交付する。郵送の場合は、電子メールにて提出書類受領確認書を送付するので、到着後、電話にて【事務局】に連絡すること。

(15) 提案者プレゼンテーション

① プレゼンテーション日程※ ※詳細な日時等については、後日【事務局】より連絡する。

令和6年10月29日(火)から令和6年10月30日(水)

② 留意事項

- A) 提案者のプレゼンテーション時間は、1提案者に付き、提案者の入れ替え及び準備時間(リハーサル時間を含む)10分間、説明に要する時間20分間、質疑応答時間20分間とする。
- B) プレゼンテーション会場に入場できる提案者の人数は、1提案者に付き7人までとする。
なお、他の提案者のプレゼンテーションの傍聴は出来ない。
- C) 選定委員の資料となる提案書、説明に要するプロジェクター、投影スクリーン、電源は【事務局】で準備する。プレゼンテーションで使用するPC(提案者につき1台まで)や説明に必要なその他機器類については、各提案者にて準備すること。なお、その他機器類(模型、写真、VRゴーグルなど)を使用する場合は、準備・片付けの所要時間が各5分間以内となるよう注意すること。
- D) プレゼンテーションは、原則非公開とするが、事務局の記録用として録音、録画を行う。

(16) 最優秀提案者及び審査講評の公表

① 最優秀提案者及び審査講評の公表

筑紫野市が最優秀提案者を決定した場合、令和6年11月6日(水)に筑紫野市公式ホームページにおいて公表する。なお、全提案者には、同日付文書により通知書を発送する。ただし、決定に不測の日数を要した場合は、後日の公表となる。

② 参加資格の取消し

1次審査の通知日以降、事業者の構成員のいずれかが募集要領書に定める参加資格を喪失した場合、若しくは、提出書類等に虚偽記載した場合、参加資格を取消す。

なお、取消し後の構成員の変更等による再受付は出来ない。

また、事業者の構成員または構成員の関係者が、選定委員、事務局職員等に対し、選定審査の妨害、あるいは、影響が生じる恐れがある連絡や接触行為の事実が判明した場合は、参加資格を取消す。

③ 審査講評の公表の内容

審査の経緯、審査内容(各提案者の評価概要)、審査結果を公表する。ただし、最優秀提案者以外の提案者名は非公表とする。

3. リスクに関する分担

事業の実施にあたり発生恐れがあるリスクの責任及び契約金額の増減額の負担は、下表「リスク分担表」による事とする。また、これに依らないリスクに対する負担は、事業者と筑紫野市の協議の上決定する。

〈リスク分担表〉

リスクの種類		リスクの内容	負担者		
			市	事業者	
共通	市の提供情報リスク	公募資料等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○		
	契約リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○		
		上記以外の市の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募リスク	応募費用		○	
	制度上のリスク	政治・行政リスク	事業に直接影響を及ぼす市の政策の変更・中断・中止	○	
		法制度リスク	事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規制法の成立	○	
			上記以外の法令の変更	○	
		許認可リスク	事業者が取得すべき許認可の取得遅延、取得不可の場合		○
			市の事由による許認可取得遅延	○	
		税制度リスク	消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	○	
			法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更		○
			事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの	○	
	上記以外の法人税の新設・変更に関するもの			○	
	社会リスク	住民対策リスク	事業そのものに対し住民理解が得られない場合	○	
			提案内容に対し住民理解が得られない場合 (事業者の責によらないものを除く)		○
			住民からの苦情(事業者の責によらないものを除く)		○
		第三者賠償リスク	事業の実施に起因する第三者損害の補償		○
	債務不履行リスク	環境関連リスク	工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○
		市の債務不履行による中断・中止	○		
	事業者又は構成員の債務不履行等による遅延・中断・中止		○		
不可抗力リスク	自然災害・人為的暴動の発生等の事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止	○	△		

共通	経済リスク	資金調達リスク	交付金・補助金の調達・確保	○	
		物価変動リスク	国土交通省スライド条項マニュアルに従う	○	○
	発注者責任リスク		市の指示の不備・発注文書・提案書の想定を超える変更による設計・工事・維持管理・運営の変更	○	
			事業者の指示・判断の不備・変更による、設計・工事・維持管理・運営の変更		○
	警備リスク		盗難・器物破損などによる費用の増大・遅延等		○
	請負委託リスク		事業者からの業務委託に関するリスク		○
	要求水準未達リスク		基準条件・提案内容水準の未達が発見された場合の改善・補修・業務の変更等に係る費用の増大		○
	支払遅延・中断リスク		市の支払いの遅延・中断	○	
安全管理リスク		建設期間・維持管理期間に事故や第三者に損害を及ぼし、遅延や損害が生じた場合		○	
設計・施工	設計リスク		市が提示した設計に関与する条件又は発注仕様書の内容に不備があった場合	○	
			事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	設計変更リスク		市の提示条件・指示の不備、大幅な変更に関するもの	○	
			事業者の提示内容、指示、判断の不備、軽微な変更によるもの		○
	工期変更・遅延リスク		市の指示または責めに帰すべき事由によるもの	○	
			事業者に起因するもの		○
	建設コスト増大リスク		市に起因するもの	○	
			事業者または事業に起因するもの		○
	工事監理・管理リスク		工事監理・管理の不備によるもの		○
	契約不適合リスク		契約不適合担保の期間内に発見された事象		○
			契約不適合担保の期間終了後に通常の検査によって発見できない隠れた不適合事象が発見された場合		○
	工事中止リスク		市の指示によるもの(やむを得ない場合を除く)	○	
		事業者の責めに起因する中止		○	
事業終了リスク		事業終了手続きの諸経費・事業者の清算手続き費用		○	
		市の帰責によるもの	○		

4. 著作権等の取扱い

4-1. 著作権の取扱い

事業者の構成員は、本事業に関する成果品が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1号に規定する著作物(以下「著作物」という)に該当する場合は、当該著作物等に係る著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に筑紫野市へ無償で譲渡する事とする。

4-2. 成果品の公表等

事業者の構成員は、施設の安全保障のため筑紫野市の承諾を得ずに、提案書及び設計図書等の成果品を公表できない。また、第三者への譲渡、貸与または質権その他の担保目的に供する事はできない。

4-3. 著作権の侵害の防止

事業者は、作成した成果品が第三者の有する著作権を侵害することではないことを保証する必要がある。

4-4. 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利(以下「特許権等」という)の対象となっている工法等を使用するときは、その権利を損なってはならず、また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

5. その他

5-1. 地元企業の積極的な採用

事業の実施にあたり協力事業者並びに資材等調達事業者は、地元企業を積極的に採用すること。

5-2. 連絡先の届出

【事務局】からの連絡担当者1名を決定し、参加表明書(様式1もしくは様式2)に記載すること。また、連絡する電話番号(電子メール)も1回線(1アドレス)とする。なお、連絡担当者は、緊急時の連絡対応ができるよう配慮すること。やむを得ず連絡担当者または連絡先を変更する場合は、あらかじめ【事務局】に相談すること。